

## 第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催

- 県では市町村・建築関係団体の協力を得て、「わが家の耐震診断\*ガイドブック」、「誰でもできる わが家の耐震診断」、「あなたの建物は安全ですか?～耐震改修\*工事のすすめ～」、「木造住宅耐震改修事例の紹介」、「伝統的な木造住宅 耐震診断・改修の手引き」等の耐震診断、耐震改修に関するパンフレットを作成・配布するなど、建築物の耐震化等に関する啓発及び知識の普及に努めてきました。
- また、専門家による講演会、建築物フォーラムや「モデル地区耐震化啓発強化業務」による成果を活用して県民への住宅・建築物の耐震化知識の普及・啓発に努めてきました。
- 今後も昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等の実施について市町村・建築関係団体等と連携し、広報活動を推進します。
- また、住宅の適正な維持管理が促進されるよう、庁内関係部署、市町村・建築関係団体等と連携し、耐震診断・耐震改修に限らず、住宅情報全般に関する広報活動を推進します。



図 5-1 パンフレット例

### 2. 耐震診断・耐震改修に関する情報提供の充実

- 平成 16 年 9 月に内閣府が実施した「住宅の耐震化に関する特別世論調査」によると、全国の住宅の約 3 割で耐震性が不足していると考えられることを知っていた人は 54.4%、知らなかった人は 45.6% という結果でした。また、平成 23 年 12 月に県が県内の多数の者が利用する民間建築物所有者に行ったアンケートでも 46.8% の方が法による耐震化の努力義務規定を知らなかったと回答しています。約半数の人は、住宅・建築物の耐震性に関心がなくて知らなかったとも受け取れます。
- 住宅・建築物の耐震化が地震対策に大変有効で重要なことであることを、広く県民に理解してもらう必要があります。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅・建築物の所有者等の方に耐震診断・耐震改修に関する情報が周知されることが重要です。
- 県では、耐震診断の受診とその結果を踏まえて必要な耐震改修の実施が促進されるよう、耐震診断・耐震改修に関する技術的・制度的な情報について、県ホームページ、パンフレット、耐震セミナー等を通じ提供しています。
- 今後も住宅・建築物の耐震化について、県ホームページ、パンフレットの活用のほか、防災訓練の実施等の適切な時期に新聞広告・テレビ放送等、様々なメディアを活用して情報提供の充実を図ります。

### 3. リフォームにあわせた耐震改修\*の誘導

- 平成 15 年度奈良県住宅需要実態調査の結果から、県民の多くの方は地震・台風時の住宅の安全性に不安を感じており、リフォーム時に耐震改修工事と一緒にやっていることがうかがえます。
- 各建築関係団体では、住宅相談窓口を設置し、省エネ・耐震化・高齢者対応等幅広い住宅相談を行っています。
- また、住宅の改修をしたい方のため、リフォーム支援サイト等について県ホームページで紹介しています。
- さらに、平成 19 年度以降、市町村において開設されている「住宅無料相談窓口」においても、これらに関する相談に対応し、リフォーム時における耐震改修の必要性を啓発していきます。
- 今後、市町村・建築関係団体・リフォーム事業者等とより一層連携し、リフォームとあわせて耐震改修を実施するよう誘導することで、さらなる耐震化の促進を図ります。

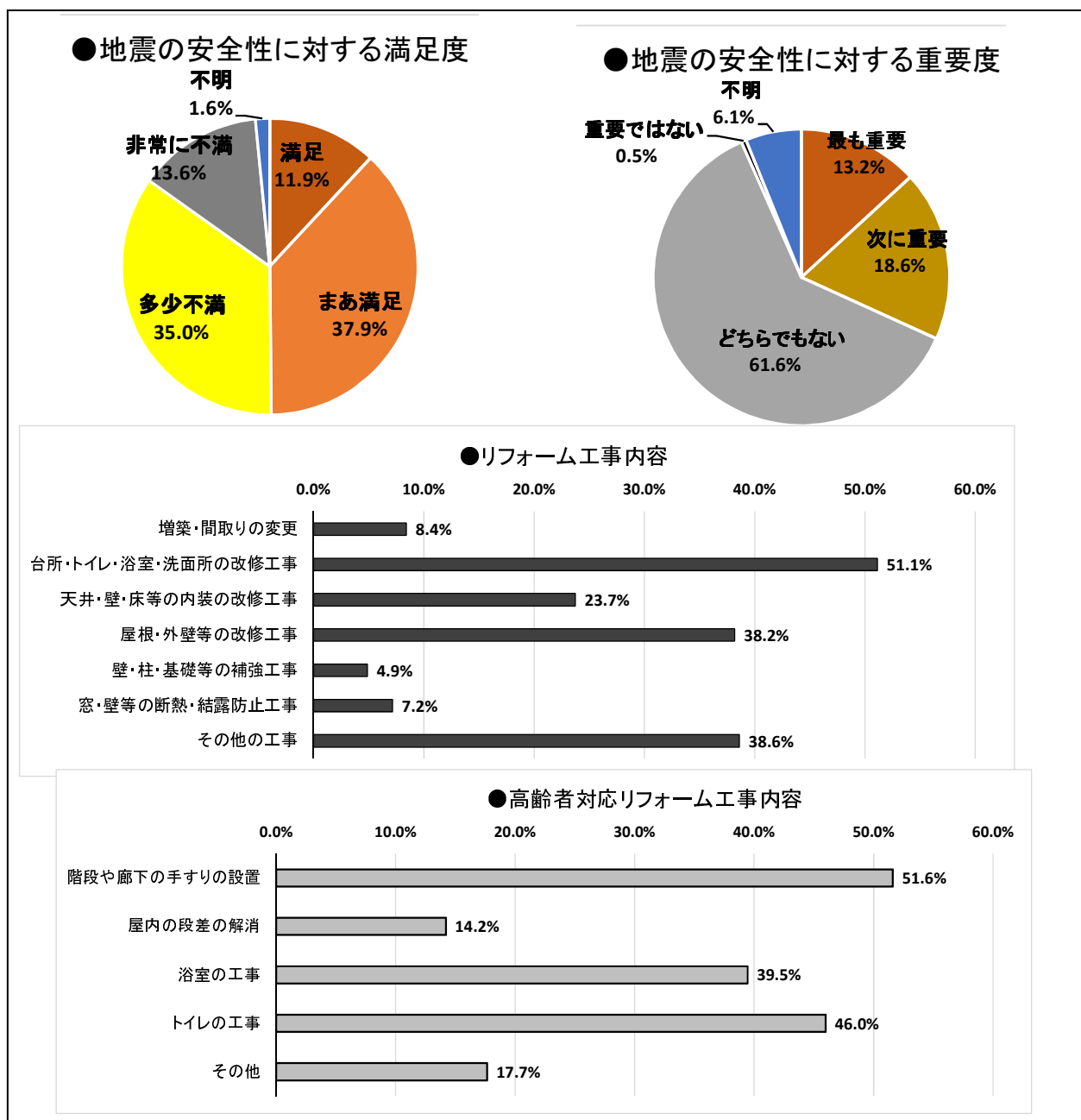


図 5-2 平成 25 年住生活総合調査

#### 4. 建築物の建替えの促進

- 建築物の耐震化促進においては、耐震改修\*と併せて、耐震性のない建築物を建替えて地震災害に強いまちづくりを進めていくことも効果的です。
- これまでの耐震診断\*や耐震改修\*に関する取組を促進するとともに、個別の建築物の建替えを促進する仕組みづくりをはじめ、密集市街地\*での市街地再開発事業や空き家対策、昭和50年代以前に開発整備された住宅地での集中的な周知啓発活動の実施など、地域の状況に応じた建築物の建替えの促進に努めます。

#### 5. 地震保険加入によるメリットの普及・啓発

- 地震により建築物が倒壊や損壊した場合に補償が得られる地震保険に加入することは、住宅再建の一助となります。
- 奈良県の地震保険世帯加入率及び火災保険への付帯率は、全国平均を下回っていますが、年々増加しており、平成25年末では世帯加入率26.0%（全国平均27.9%）、火災保険への付帯率60.0%（全国平均58.1%）となっています。
- 県は、住宅等の所有者が耐震診断・耐震改修を実施することにより、地震保険加入に際して有利になること、また住宅の建替えも加入の対象となること等について普及・啓発を行うことで耐震化の促進を図ります。

表 5-1 県の地震保険への加入状況

	世帯加入率 (%)		火災保険への付帯率 (%)	
	全国平均	奈良県	全国平均	奈良県
平成 22 年	23.0	21.3	48.1	49.3
平成 23 年	23.7	22.1	53.7	54.3
平成 24 年	26.0	23.9	56.5	58.0
平成 25 年	27.9	26.0	58.1	60.0

出典：損害保険料算出機構調べ

\*世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除したものの。

\*火災保険への付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合。

表 5-2 地震保険の割引制度

（平成 26 年 7 月改定）

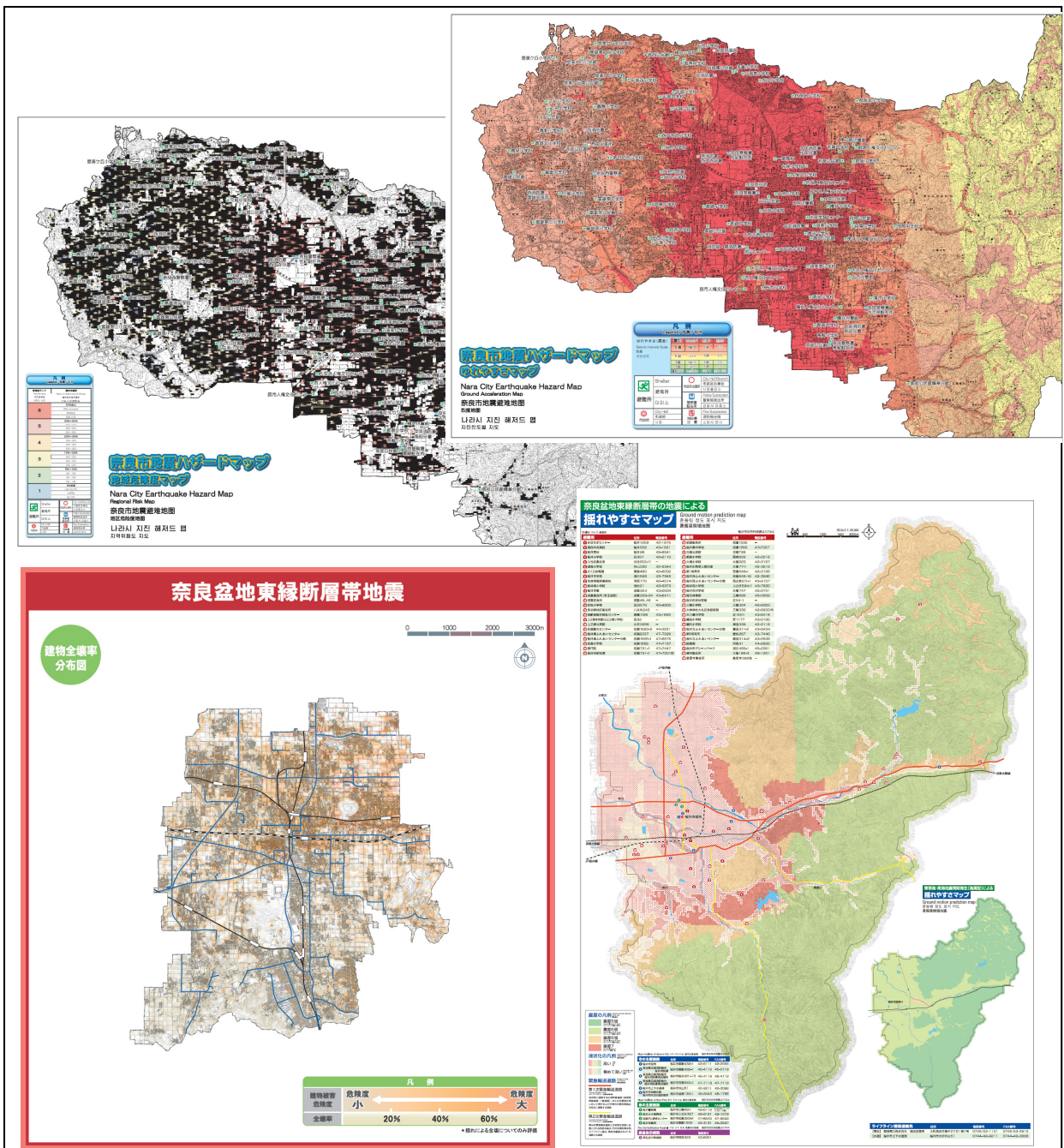
割引制度	割引の内容	保険料の割引率
建築年割引	対象建物が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合	10%
耐震等級割	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級 1：10% 耐震等級 2：30% 耐震等級 3：50%
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準*を満たす場合	10%

地震保険の概要参考（財務省HP）

[https://www.mof.go.jp/financial\\_system/earthquake\\_insurance/jisin.htm](https://www.mof.go.jp/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm)

### 6. 地震防災マップの活用

- 内閣府では地震防災マップに関して、『地震防災マップ作成のすすめ』（平成17年3月）を策定し、「揺れやすさマップ」及び「地域の危険度マップ」の2種類からなる「地震防災マップ」の作成・普及、活用を促進することとしています。
- 県では第2次奈良県地震被害想定調査結果（平成16年10月29日公表）において、内陸型及び海溝型地震の県全体の震度分布図を掲載しています。この報告書は県ホームページに掲載しています。
- 住宅・建築物の所有者等の地震被害に対する意識を啓発するため、地震による揺れやすさや崩壊・液状化の危険性等を表示した地震防災マップを県内21市町村で作成し、公表しています。
- 県は、地震防災マップ未作成の市町村に対して、国庫補助の活用や作成に関する指導、助言等の支援をしていきます。



(出典：奈良市、橿原市、桜井市 HP)

図 5-3 地震防災マップの作成イメージ

### 7. 自主防災組織・町内会等との連携

- 地震防災対策は、自らの問題であるとともに、地域の問題として捉え活動することで地域全体としての減災効果が期待できます。
- 奈良県地域防災計画\*では、地域住民や事業所等の自主防災組織の育成を掲げています。これらの組織や町内会等が住宅・建築物の耐震化のための取り組みを主体的に行うための支援が必要です。
- 県は地域単位の防災力向上を図るため、市町村・消防本部と連携して自主防災組織や町内会等に対して耐震診断\*・耐震改修\*等の専門家を派遣し、住宅・建築物の耐震化とともに、ブロック塀の改善や家具等の転倒防止対策等の啓発・普及に努めます。

### 8. 学校（園）における地震防災教育の推進

- 子どもたちを取り巻く様々な環境を安全に整える体制づくりはもとより、子どもたちを自立した社会人に育てるために、災害から自らの生命を守る意識や行動力を身に付け、助け合いやボランティア精神などの共生の心を育成しています。

- 「奈良県学校地震防災教育推進プラン」を参考に、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育・訓練の実施
- 教職員を対象とした防災教育研修会の実施
- 学校・家庭・地域及び関係機関が連携した防災教育・訓練の実施
- 各学校（園）等における防災教育の実践発表